



# 島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	2
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	（        ”        ）	5
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	（        ”        ）	5
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	（        ”        ）	5
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（        ”        ）	6
島根県環境資金融資要綱の一部改正	（        ”        ）	6

**告 示**

**島根県告示第184号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表一般融資の部一般設備資金の項中「年2.05パーセント」を「年1.95パーセント」に、「年1.90パーセント」を「年1.80パーセント」に改め、同部一般運転資金の項中「年2.25パーセント」を「年2.15パーセント」に、「年2.10パーセント」を「年2.00パーセント」に改め、同部小規模企業特別資金の項中「年1.80パーセント」を「年1.70パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項中「年1.95パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年1.80パーセント」を「年1.70パーセント」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項中「低い方とする。」を「低い方とし、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業により支援を受けた者である場合は、自己資金の額にかかわらず、設備資金と運転資金の合計額として15,000,000円とする。」に改め、「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に、同部構造転換支援資金の項中「年2.55パーセント」を「年2.45パーセント」に、「年2.40パーセント」を「年2.30パーセント」に改め、同部再生支援資金の項中「年2.65パーセント」を「年2.55パーセント」に、「年2.50パーセント」を「年2.40パーセント」に改め、同部経営革新支援資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部人にやさしい環境整備支援資金の項融資対象者の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る実施要綱に基づく消防団協力事業所の認定を受けているもの

別表特別融資の部人にやさしい環境整備支援資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部買物の場整備支援資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部おもてなし処整備支援資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部収益体質強化資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部経営改善長期借換資金の項中「年2.05パーセント」を「年1.95パーセント」に、「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.90パーセント」を「年1.80パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部経営力強化支援資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同項の次に次のように加える。

海外展開支援資金	中小企業又は組合であつて、海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、次に掲げるいずれかの事業に取り組み、将来にわたり県内事業所の事業規模又は雇用の維持、拡大	設備資金 280,000,000円 運転資金 100,000,000円	年1.65パーセント	年1.50パーセント	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	設備資金 3年以内 据置き 元金均等月賦 運転資金 2年以内 据置き 元金均等月賦	法人1人以上 個人原則とし て不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.70パーセント以下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね
----------	---	--	------------	------------	-------------------------------	--	-------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---	---

<p>を指すもの (県内事業所の全てを廃止する場合を除く。)</p> <p>(1) 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業</p> <p>(2) 出資割合が10パーセント以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得</p> <p>(3) 出資割合が10パーセント以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付</p> <p>(4) 海外直接投資の事業実施に必要な調査</p> <p>(5) 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育</p> <p>(6) 海外見本市、商談会への参加</p>																		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	(7) 直接輸出 入に係る事 業											
消費 税対 策資 金	中小企業者 又は組合であ って次の要件 のいずれかに 該当するもの (1) 消費税率 の引上げの 影響によ り、最近1 か月間の売 上高等が前 年同期と比 較して3パ ーセント以 上減少して いるもの (2) 消費税率 の引上げの 影響により 最近1か月 間の売上総 利益率又は 営業利益率 が前年同期 と比較して 3パーセン ト以上減少 しているも の	運転 資金	40,000,000 円	年1.65 パーセ ント	年1.50 パーセ ント	10年以内	2年以 内据置 き	法人1 人以上 個人原 則とし て不要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。	要 (年0.4 パーセン ト以上 1.70パー セント以 下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしま ね

別表緊急融資の部資金繰り安定化対応資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部セーフティネット資金の項中「年2.35パーセント」を「年2.25パーセント」に、「年2.20パーセント」を「年2.10パーセント」に改め、同部災害復旧資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同表の注の1を次のように改める。

注 1 おもてなし処整備支援資金、収益体質強化資金、経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、消費税対策資金及び資金繰り安定化対応資金の取扱期間は平成27年3月31日保証承諾分までとし、海外展開支援資金の取扱期間は平成31年3月31日保証承諾分までとする。

別表の注の3第4号中「(平成25年法律第98号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第185号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「及び第2号」を削る。

第5条第2号中「1.20パーセント」を「1.10パーセント」に、「1.35パーセント」を「1.25パーセント」に改める。

#### 附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第186号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「第2条第3号から第5号まで」を「第2条第2号から第4号まで」に改める。

第5条第2号中「1.20パーセント」を「1.10パーセント」に、「1.35パーセント」を「1.25パーセント」に改める。

#### 附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第187号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第4号を次のように改める。

(4) 製造業 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E—製造業をいう。

第6条第2号中「1.20パーセント」を「1.10パーセント」に、「1.35パーセント」を「1.25パーセント」に改める。

#### 附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の

認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第188号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号を次のように改める。

(2) 製造業 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E—製造業をいう。

第6条第1項第1号中「1.20パーセント」を「1.10パーセント」に、「1.35パーセント」を「1.25パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。
- 

#### 島根県告示第189号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）」に改める。

別表中小企業者の項中「1.75パーセント」を「1.65パーセント」に、「1.60パーセント」を「1.50パーセント」に改め、同表中小企業者以外の企業の項中「1.60パーセント」を「1.50パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。
-